下水道事業受益者負担金 農業集落排水事業分担金 について

下水道事業受益者負担金、農業集落排水事業分担金は市内一律ではなく、地域によって次のようになりますのでご注意ください。

下水道認可区域外から下水道に接続しようとするときは、一括納付となります。下水道 認可区域内の場合は、原則5年間20回払いとなります。

紙面の都合によりこの資料に記載されていない事項もあります。詳しくは上下水道課に お問い合わせください。

(1) 流域公共下水道の地域

	区域	賦課対象	負担金請求額
流域公共下水道	太田、古井 蜂屋の一部 加茂野の一部	土地	450円/㎡ (約1,485円/坪)

(備考) *3

*農地(台帳、現況地目ともに田、畑)は徴収猶予されています。

(2) (1)以外の公共下水道地域

	負担区	賦課対象	負担金請求額
蜂屋川公共下水道	蜂屋川負担区		2.5 下円。 / 批世よたは単位
特定環境保全公共	富加負担区	建物	35万円~/世帯または単位
下水道	下米田負担区		32万円~/世帯または単位

(備考) *1 *2 *3 *4

(3) 農業集落排水の地域

	負担区	賦課対象	分担金請求額
農業集落排水	稲辺農業集落排水	建物	30万円~/排水口の単位
	山之上中部農業集落排水		38万円~/排水口の単位
	伊深農業集落排水		29万円~/排水口の単位

(備考) *1 *2 *3 *4

(備考)

- *1 取付管及び公共ますの設置工事費が受益者負担金(分担金)の額を超える場合は、 超えた額が加算されます。
- *2 一般家庭は一世帯を一単位として負担していただきます。
- *3 1宅地または1区画、500 m ごとに取付管は1 か所です。これを超えての取付管 の設置工事(公共マス設置含む)は自費となります。

*4 店舗、事業所、共同住宅などの場合は、日本工業規格「建築物の用途別による屎尿 浄化槽の処理対象人員算定基準」(JIS A3302)により<u>算定した人員の10人ま</u> でを1単位とし、11人目からは10人を増すごとに1単位ずつ増えていきます。

日本工業規格「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準」(JIS A3302) の一部抜粋

建築用途		算定式	算定単位	
共同住宅		n = 0. 05A		
下宿・寄宿舎(社員寮)		n = 0. 07A		
店舗・マーケット(コンビニ)		$n = 0. \ 0.75 A \times 1/3$	n : 人員(人)	
百貨店		$n = 0. 15 A \times 1/3$		
飲食店	汚濁負荷全て	$n = 0. 55A \times 1/3$	A:延べ床面積(㎡)	
喫茶店		$n = 0. 5 5 A \times 1/3$	A:延~床面傾(III)	
事務所	業務用厨房設備を設ける場合	n = 0. 075A	P : 定員(人)	
	業務用厨房設備を設けない場合	n = 0.06A	P: 足貝 (八)	
	工事現場仮設事務所	別途規定		
工場	業務用厨房設備を設ける場合	n = 0.75P		
	業務用厨房設備を設けない場合	n = 0.30P		

- ※ 「×1/3」については、市長が必要であると認めた場合の補正
- ※ 単位=人員÷10(少数点以下切り上げ)

【人員·単位数 計算例】

●加茂野町木野地区にアパート(延べ床面積 335.08 ㎡)を建てた場合 加茂野町木野地区は、蜂屋川公共下水道の蜂屋川負担区になるので一単位 350,000 円。 共同住宅の算定式を用います。

まず対象人員を求めます。

算定係数×延べ床面積=人員

 $0.05 \times 335.08 = 16.754$

*人員は小終点以下を切り捨てるので、人員=16人 となります。 次に単位数を求めます(10人で1単位)。

 $16 \div 10 = 1.6$

*単位は小数点以下を切り上げるので、2単位となります。

よって、この建物にかかる受益者負担金額は、

 $350.000 \times 2 = 700,000$ 円 となります。

美濃加茂市上下水道課 電話 0574-25-2111 (代表) (令和 7 年 5 月 1 3 日更新)